

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成21年3月6日（金）午後3時～午後5時

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順，敬称略

石黒康仁，岩田泰子，岡崎勲，押切瞳，近藤昭一，近藤文子，佐藤主税，
澤村恭正，田中由子（委員長），林義亮，丸山征，森和雄，山上晃，
四方耀子

（事務担当者）

吉武雅人，野寺富和，盛田栄男，栗田昭彦，境敏博，助川政浩，小原誠司，
吉田勝行

（説明者）

秋山譲，馬屋原貴行，中田潔

第4 テーマ

少年事件における家庭裁判所調査官の役割と保護的措置の取組みについて

第5 議事

1 委員長選任

委員の互選により田中委員が委員長に選任された。

2 説明者から「少年事件における家庭裁判所調査官の役割と保護的措置の取組みについて」の説明

3 意見交換（以下，●委員長，○委員，◆事務局）

○ 社会資源の活用を家裁においても積極的に行ってほしい。そういった

中でいえば、家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）の教育的働きかけ（保護的措置）は非常に有効な取り組みであると思うが、支部でも開催されているのか。

- ◆ 万引き被害を考えるセミナーは本庁及び小田原支部、バイク盗被害を考えるセミナーは本庁のみ、保護者会は本庁及び川崎支部、学生ボランティア活動は本庁及び川崎支部においてそれぞれ実施している。
- 最近の少年事件の傾向はどのようなものか。
- ◆ インターネット関係の事件が増え、発達障害を抱える少年による事件も目に付くようになってきている。
- オヤジ狩りといった強盗致傷事件、またそれを連続して行うような少年による事件が増えているような印象がある。
- 審判不開始により終わった少年が再非行を犯す割合はどの程度か。また、不処分の場合はどうか。
- ◆ 何をもって再非行というのか、あいまいな点があるので、特に統計等はないが、審判不開始及び不処分後の再非行は、あまり多くはないといった印象である。
- 試験観察はどのくらいの期間行っているのか。また、調査官は家庭訪問等に行っているのか。
- ◆ 通常、一人の調査官が常時2人程度、半年前後を目安に試験観察を行っている場合が多い。また、調査の中で必要な場合には家庭訪問や学校訪問を実施している。
- 調査官が教育的働きかけを行っていくための予算はどのようなものか。
- ◆ 補導委託の場合は、委託先にお金を支払っているが、それ以外のものについては、特段大きな予算はなく、ボランティア的なものとして学生や被害者等の方々から協力を仰いでいるというのが実情である。
- 被害を考えるセミナー等について、どのような講師が適当で、また確保す

る方法としてはどのようなものがあるか、御意見をいただきたい。

○ 教育的働きかけについても、もっと調査官から様々な人に声をかける等をして、家裁と他機関との連携をうまく行えば、より機能していくのではないか。家庭裁判所が学生ボランティア活動等といった教育的働きかけを行っていることについては、正直ほとんど知らなかった。

◆ 短期補導委託として、老人ホーム等に預けてボランティア活動を行っていたりはするが、少年事件の特殊性から、教育的働きかけについて様々な人々に幅広く声を掛けるわけにもいかないという事情もある。

○ 少年が立ち直るために、今後少年の周りにいる人たちのうちで、だれが関わっていけばよいのか、その辺りまで調査官が見つけてほしい。

○ 家庭の問題等から自律的に育つことのできない少年は、他律的に育てる必要がある。そこで大事になるのは、絶対に超えてはいけない一線というものを審判の場で教えるという裁判所の厳然とした姿勢である。

少年が非行に走る背景としては、必ずしも家庭環境に相当の問題がある場合に限られるわけではなく、いたって普通と言われるような家庭の中からも時に重大な非行を犯す少年は出てくるケースがある。そこで、子育てに当たる親御さん達の孤独感をうけとめ、支えていく役割を果たすと思われる保護者会の取り組みというのも極めて重要であると感じる。

○ 保護者会は平日昼間にやっているのだから、親が休暇をとって裁判所に来るのは抵抗があると感じると思われるが、その点はどうか。

○ 保護者と支えるという保護者会の役割がもっと認識されれば、理解も得られていくのではないか。やはり、夜間にもやってみる等多様な働きかけも行えればよいかと思う。

○ 参加するのに難しいきっかけであってはいけないと思う。ネーミングを工夫してみるとか親しみやすいものにしてはどうか。

○ 学園祭に出向いて、学生ボランティア活動の紹介をしてはどうか。

◆ 就職セミナーの一環で大学に調査官が出向いて説明することはある。学園祭についても検討しようと思う。

● 少年については、調査官の役割が大事であり、その調査官が行う教育的働きかけが理念としては良いことであることについては委員会の場で確認できた。

今回の委員会では、教育的な働きかけの取り組みは費用対効果の面ではどうか、少年や保護者の参加を増やすためにはどうすればよいか、また、教育的働きかけの取り組みが社会資源と連動してより充実したものにするためにはどうすればよいか等について、もう少しお聞きしたい。

○ 少年の時期に再犯を防ぐということは、将来刑務所に入る人たちが減るということにも繋がるので、少年に対する教育的働きかけに費用を掛けるというのは費用対効果の面で適っていると思う。教育的働きかけの重要性をよりアピールしてはどうか。また、学生ボランティアについては、学生に限らなくてもよいのではないか。

第6 次回の期日等について

平成21年6月12日（金）午後1時30分（当裁判所本館5階大会議室）
テーマについては、後日決定する。